

令和元年9月10日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和元年9月10日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
監査委員	竹森 久喜
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	山内 剛
総務課長	岡部 登
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今より、令和元年第3回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さんおはようございます。

最近朝夕が少し過ごし易くはなってきましたけれども、ここ2つの台風が日本を通過したことによりまして南からの暖かい風が吹き込んできて、気温もずいぶん上昇しております。真夏を計測した地域も多々あると報じられておりましたが、どうか皆様方には、お身体をご自愛されて議員活動にご精励いただきたいと心から願っているところであります。そういう中で本日から20日まで9月定例議会を開催いたしますところ、全員の議員の皆様にご出席をいただきましてありがとうございます。

この本議会におきましても、私どもの方からご提案をさせていただいております議案に関しましては、懇切丁寧に説明をさせていただきます。

どうか皆様方の忌憚のないご意見を頂戴いたしまして有意義な9月定例会となりますことを心から期待を申し上げて冒頭に際してのご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いをいたします。

議長（村井 勉）

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和元年第3回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第3回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、5番 中野 一郎君、11番 隅岡 美子君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

古川議員。

議会運営委員会委員長（古川 幸義）

会期の件でございますが、本日9月10日より9月20日、金曜日までの11日間とし、詳細

については議長の方でお諮りをお願い致します。

議長（村井 勉）

ただ今、議会運営委員長の発言の通り、本定例会の会期は、本日より9月20日までの11日間とし、日程については、9月10日、火曜日、提案説明、11日、水曜日、休会、12日、木曜日、一般質問、13日、金曜日、一般質問、14日から16日、休会、17日、火曜日、総務教育常任委員会並びに建設産業民生常任委員会、18日、総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会の予備日、19日、休会、20日、金曜日、議案審議と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

異議なしと認めます。

なお、一般質問者が11名となっており、12日、木曜日は、通告順で1番から8番まで、13日、金曜日、通告順で9番から11番までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より9月20日までの11日間とし、先に言いました日程によることに決定をいたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。本日までに受理した請願は2件で、お手元に配布いたしました請願文書表のとおりでございます。なお、タブレットにも掲載しております。これを会期中の総務教育常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員より、例月現金出納検査並びに平成30年度財政健全化判断比率、及び公営企業資金不足比率に係る審査意見、町長より、平成30年度健全化判断比率、及び資金不足比率の報告を受けております。

報告は、タブレット端末に掲載してありますので、朗読は省略いたします。

続きまして、平成30年度各会計決算ならびに基金運用状況審査意見報告を求めます。

竹森監査委員。

代表監査委員（竹森 久喜）

おはようございます。

それでは、平成30年度の決算審査意見ならびに基金運用状況の審査意見書を先般提出いたしましたので、その概要をご報告いたします。

タブレット端末に報告書の写しを掲載しておりますので、それに従ってご説明申し上げたいと思います。

なお、この中から抜粋して報告いたしますので、ご了承いただきたいと思います。

まず1ページでございますが、「平成30年度多度津町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見について」ということで、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成30年度多度津町一般会計、特別会計国民健康保険、同じく国民健康保険直営診療所、同じく公共下水道、同じく介護保険事業、同じく後期高齢者医療、以上の各会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類並びに地方自治法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査を行った結果、次のとおりその意見書を提出いたします。

次に2ページでございます。

審査の対象でございますが、今申し上げたのと同じでございます。平成30年度の一般会計、特別会計5会計、そして各基金運用状況を示す書類、以上が審査の対象であります。

審査の期間であります。令和元年7月8日から令和元年7月18日まで、渡邊 監査委員と私、竹森の両名で各課別に平均約2時間程度の時間をかけて実施いたしました。

審査の方法は省略させていただきます。

審査の結果であります。審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認められました。

続きまして、各一般会計及び特別会計の予算額、並びに決算額であります。3ページに記載していますので、お目通しいただけたらと思います。

4ページになりますが、まず、平成30年度一般会計です。

最終予算額は89億5,500万円と、平成29年度からの繰越明許費1億6,677万8,000円の合計予算額は、91億2,177万8,000円となっております。

歳入決算額は、88億5,545万2,000円、歳出決算額は、84億6,370万8,000円で形式収支額は3億9,174万4,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源7,936万1,000円を差し引いた実質収支額は、3億1,238万3,000円の黒字決算となっております。

この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた平成30年度の単年度収支額は、8,790万6,000円の赤字となり、さらに、財政調整基金への積立及び取り崩しなどを加減した実質単年度収支額は2億8,780万5,000円の赤字となっております。

続きまして特別会計は、最終の差し引きの実質収支額のみ申し上げます。

いずれも黒字でございます。

国民健康保険であります。差し引き実質収支額は1億8,652万6,000円の黒字決算であります。

続きまして、国民健康保険直営診療所であります。差し引き実質収支額は692万

4,000円の黒字決算であります。

続きまして、公共下水道であります。差し引き実質収支額は6万6,000円の黒字決算であります。

同じく、介護保険事業であります。最終差し引き実質収支額は1億2,668万7,000円の黒字決算であります。

同じく、後期高齢者医療は、差し引き最終実質収支額は208万9,000円の黒字決算であります。

続きまして、5ページ以降に今回の決算審査の過程におきまして、私ども監査委員から各課に対して申し上げた意見とか、指摘事項について列挙しておりますので、順次読み上げさせていただきます。

なお、重大な指摘事項はございません。

まず、平成30年度の会計決算全般でございます。

一般会計決算について、翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた実質収支額は約 3 億 1,200 万円の黒字決算となる見込みですが、この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は約 8,790 万円の赤字となり、さらに財政調整基金への積立や取り崩しなどを加減した実質単年度収支額は約 2 億 8,780 万円の赤字になる見込みとなっております。今後も法人税率の変動や固定資産税の評価替えの影響を受けて、町税収入も不安定な状況が続くものと想定され、また、臨時財政対策債を含む地方交付税の動向についても、先行きに不透明さが伺われることから、なお一層の歳出削減に取り組み、健全な財政運営に努めることが求められます。

次に指摘事項に移りますが、

はじめに、各課の共通事項として平成 30 年度の決算審査において、地方自治法施行令に基づく随意契約にそぐわない契約事例が各課で散見されることから、各課長・所属長においては職責を自覚した上で、今後は多度津町事務決裁規程（平成 30 年規程第 2 号）による課長決裁限度額に近い業務委託や工事の契約については、少なくとも 2 社の業者から見積書を徴することによって契約価格の妥当性を担保するよう取り組まれない。

なお、来年度から監査委員が行うこととしている財務監査・行政監査、定期監査、例月出納検査、決算審査その他の行為については、「監査基準」（地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号））に基づき実施することとしている。監査の実施に当たっては、内部統制に依拠する監査となることから、これまで以上に各課長・所属長による内部統制が極めて重要になってくることを申し添える。

としております。

続いて各課への指摘事項に移りますが、

最初に議会事務局です。

今後も新しく導入したタブレット端末を活用して、事務量の縮減が図られるよう、I

C T化に積極的に取り組まれない。

次に町長公室です。

1点目として、機構改革に伴う人員配置の検証を行ない、特定の職員に過大な負担が掛かっていないかストレスチェックを実施するとともに、各課の事務量と超過勤務実績等の分析を行うなど、各課ごとの適切な事務量、職員数を導き出した上で、定数増も検討しながら効率的な行政運営が可能な体制を構築していただきたい。また、適正な正規職員が確保できるまでは、再任用職員や臨時職員の適材適所での活用をさらに検討いただきたい。

2点目として、障害者や消防職の女性職員並びに建築士等の有資格者の採用については、他自治体の事例を参考にしながら積極的に取り組むことと併せて現役の職員が各種資格を取得しやすい環境づくりについても検討いただきたい。また、職員研修には多くの職員が積極的に参加できるように努めていただきたい。

3点目として、大規模災害発生時には共助の主役になることが期待できる自治会の加入率が低下しているので、加入促進の広報活動に努めていただきたい。

次に総務課です。

1点目として、公有財産管理台帳の利用方法を更に検討して、町有地等の管理が効率的に行なえるよう関係課と緊密な連携を図り、引き続き積極的な活用に努められたい。

2点目として、町民の安心・安全を最優先事項として災害備蓄品の点検に留意しながら防災行政無線システムの効果的な活用方法についても、引き続き検討されたい。併せて、防犯カメラの積極的な導入や活用も検討されたい。

続いて政策観光課です。

1点目として、ふるさと納税については、返礼品の種類を追加し、また、積極的なPRを行なっているが、今後も総務省のルールに基づいて地元農産品などの開拓を積極的に行なうなど、全国に向けて「多度津の魅力」を発信できるよう努めていただきたい。

2点目として、目まぐるしく変化する行政課題に取り組むために機構改革を実施しているが、PDCAサイクルに基づいて効果を検証した上で、不備な点があれば関係各課と連携して住民本位で修正していただきたい。

3点目として、瀬戸内国際芸術祭については、高見島だけでなく佐柳島を含めた『多度津町全体の魅力』を積極的に情報発信するよう努められたい。また、新庁舎建設に関する情報についても住民目線での周知に努められたい。

次に税務課です。

1点目として、国民健康保険税については徴収率を徐々に向上させているが、県下各市町の中では下位となっているので、引き続き現状を打破するための方策を全課一丸となって講じていただきたい。

2点目として、外国人居住者が増加傾向にあるので、各種の課税については関係機関

と連携して厳正な対応に努めていただきたい。

次に住民環境課です。

1点目として、引き続き「生ゴミの水きりの推進」を広報紙や自治会総会の場で周知啓発するなど、様々な手法を用いてゴミの減量化に努めていただきたい。

2点目として、塵芥業務の民間委託に当たっては、引き続き民間事業者に対して収集ルールと交通法令遵守の指導に努めることと併せてドライブレコーダー設置による事故未然防止も含めた有用性について各課で共有していただきたい。

3点目として、住民票等の戸籍関係の手数料や郵便為替などの取り扱いについては、引き続き厳重な課内チェックにより適正な管理に努められたい。

4点目として、大規模災害の発生が危惧されるので、災害廃棄物処理計画に基づいて迅速な対応がとれるよう早急に行動マニュアルを作成し、検証に努めていただきたい。

続いて高齢者保険課です。

1点目として、引き続き医療費削減のため、ジェネリック医薬品の使用促進を強く押し進めることと併せて、広報などで飲み残しの残薬が少なくなるようなPRを積極的に進めていただきたい。

2点目として、事務量が増えているので、介護保険の介護・予防サービス等の運用に当たっては、引き続き業務に従事する職員の精神的、肉体的負担が過剰とにならないよう人事担当課と再任用制度による雇用も含めて検討していただきたい。

次に健康福祉課です。

1点目として、放課後児童クラブの取り組みは、多くの町民から期待されているので、豊原・四箇校区の施設についても費用対効果の検証を行って、工夫・改善を加えながら引き続き住民ニーズに応えていただきたい。

2点目として、保健センターは老朽化が進んでいるので、建物本体や設備等は点検マニュアルにより早目に不良箇所を把握した上で、計画的に修繕をするなどして利用者の事故防止を図るとともに、業務に支障が出ないようにされたい。

次に建設課です。

1点目として、引き続き設計段階で関係者と詳細な事前協議や現地調査を行なうなど埋設物を正確に把握して、追加工事による契約変更が常態化しないように留意されたい。

2点目として、下水道使用未収金の不納欠損処分については、関係法令を遵守のうえ、引き続き費用対効果を考慮しつつ、適切な処理を行なっていただきたい。

3点目として、町営住宅使用料滞納の徴収に当たっては、引き続き費用対効果を考えながら効果的な徴収に努めていただきたい。なお、徴収事務が担当者の過度な負担とならないよう配慮されたい。また、他自治体の事例を参考にして債権放棄についても町全体の課題として取り組んでいただきたい。

4点目として、引き続き管理不全な空き家等については、制度の周知徹底を図りながら、「多度津町空き家等適正管理条例」に基づいて対策を積極的に推進されたい。
次に産業課です。

1点目として、農業用再生水管理事業については、引き続き費用対効果について議論しながら、町全体で再生水事業の縮小も含めて検討を行なっていただきたい。

2点目として、鳥獣被害防止対策については様々な対策を実施しているが、引き続き関係機関や各課と十分連携を図っていただき、被害防止に努められたい。

3点目として、地籍調査については推進室も創設されて、長期計画に基づいて積極的な取り組みをしているが、引き続きそのメリットを広くPRすることにも努めていただきたい。

続いて出納室です。

1点目として、町有物品のうち重要物品については、引き続き実地で管理状況を点検することとしているが、今後は新庁舎移転を見据えて各課において保管状況を再確認して不要な備品は計画的に廃棄するなど早目の整理や管理に努められたい。

2点目として、例月出納検査においては現物をチェックする体制を堅持することと併せて、公印の適切管理と通帳・帳簿の厳重管理によって不正な公金支出がないよう内部統制を推進していただきたい。

3点目として、事務の省力化に向けてデータでの処理や機械的なチェック体制がとれないか他自治体の事例を参考に検討していただきたい。

次に消防本部です。

1点目として、救急出動のうち約半数が軽症となっているので、安易な出動要請を削減出来るような救急車の適正利用の広報活動に、引き続き取り組んでいただきたい。また、感染症対策には充分留意しながら、二次感染の防止にも引き続き取り組んでいただきたい。

2点目として、女性消防職員の募集を続けることと併せて、島嶼部に限らず消防団員の高齢化や減少傾向を解消するため、女性消防団員の検討をしていただきたい。

最後に教育課です。

1点目として、不登校やゲーム依存が全国的にも社会問題化しているため、児童・生徒だけでなく保護者に対する専門家の指導や研修についても検討されたい。

2点目として、教育施設での事故や学校行事での事故に対する保険については、十分な対応が出来るよう総務課とも調整して見直しを検討されたい。

3点目として、奨学金の貸付制度については、引き続き新しい制度に沿うように国の給付型奨学金制度の実施状況や県の動向に十分配慮しながら、本町独自の優遇措置などの制度見直しの検討に努めていただきたい。

以上でございます。

これで監査意見報告を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

議長（村井 勉）

これをもって、平成30年度各会計決算ならびに基金運用状況審査意見報告を終わります。

続きまして町長報告であります、報告は、タブレット端末に掲載を致しておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4、議案第1号、多度津町都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

それでは、提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、泉君。

税務課長（泉 知典）

おはようございます。

それでは、議案第1号、多度津町都市計画税条例の一部改正について提案説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

このたびの改正は、本町の公共下水道事業において、事業計画区域が拡張され、平成31年より共用が開始されたことに伴い、都市計画税の課税区域を新たに編入拡大しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

それでは、1ページから2ページ下段をご覧ください。

附則第2項は、「都市計画税を課する区域の特例」に関する規定で、新たに大字東白方字奥谷及び大字東白方字向山を加えるものでございます。

3ページ上段をご覧ください。

別表第1は、課税区域と定める区域より除く町名、地番を規定しておりますため、「桃山6番1から227番2」の「227番2」を「214番」に改めるものです。

次に、別表第2は、課税区域と定められていないが、区域内に含まれるものとする町名、地番を規定しておりますため、大字青木字転石に「951番7」を加え、また、新たに「大字東白方字奥谷22番7」と「大字東白方字向山38番19」を加えるものでございます。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、第1項にて、施行期日として、この条例は、公布の日から施行する。

第2項にて、経過措置として、改正後の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成31年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。と規定するものでございます。

以上、誠に簡単な説明ですが、議案第1号、「多度津町都市計画税条例の一部改正」についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第2号、多度津町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民環境課長、石井君。

住民環境課長（石井 克典）

おはようございます。

議案第2号、多度津町印鑑条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、女性活躍推進の観点から住民基本台帳法施行令が改正され、本年11月5日から申請をすることにより、住民票及びマイナンバーカードに旧氏を現在の氏と併記する取扱いが開始されることに伴い、印鑑登録証明についても総務省からの「印鑑登録証明事務処理要領の一部改正」に基づき、旧氏を併記する申請をすることにより印鑑登録証明書にも旧氏を併記できるよう、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

第2条第1項及び2ページ中段をご覧ください。第5条第2項、3ページ中段をご覧ください。

第6条第1項第6号、5ページ中段をご覧ください。第13条第1項第4号につきましては、印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あての通知）の一部改正に基づく字句の修正でございます。

1ページにお戻り下さい。

下段、第5条第1項第1号及び2ページ中段の第5条第1項第2号につきましては、登録できる印鑑の事項に旧氏を加えるための改正でございます。

3ページをご覧ください。

上段の第6条第1項第3号につきましては、印鑑登録原票の登録事項である氏名に旧氏を加えるための改正並びに「印鑑登録証明事務処理要領の一部改正」に基づく字句の修正でございます。

下段の第6条第2項につきましては、印鑑登録原票の記録媒体を磁気テープから磁気ディスクに変更するための改正でございます。

4ページをご覧ください。

上段の第12条第1項第3号につきましては、旧氏を登録された方の印鑑登録を職権抹消するため、「氏又は」の「又は」を削除し、氏の後に「（氏に変更があった者にあつて

は、住民票に記載がなされている旧氏を含む。)若しくは」を加えるものでございます。

下段の第13条第1項につきましては、登録されている印影の読み取り装置の補足として、光学画像読取装置の後に「(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。)」を加え、読み取った記録媒体を磁気テープから磁気ディスクに改めるものでございます。

5ページをご覧ください。

上段の第13条第1項第1号につきましては、印鑑登録証明書に旧氏を記載するため、氏名の後の括弧の後に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、それ以降については「印鑑登録証明事務処理要領の一部改正」に基づく字句の修正でございます。

なお、附則といたしまして施行日は、令和元年11月5日と規定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第2号、多度津町印鑑条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(村井 勉)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第3号、多度津町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

タブレットの準備は、いかがですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、富木田君。

健康福祉課長(富木田 笑子)

おはようございます。

議案第3号、多度津町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」が6月7日に一部改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、災害援護資金制度において、被災者が円滑な償還が可能となるよう、現行の年賦償還、半年賦償還に加え、月賦償還による償還方法を追加するものでございます。また、同法の一部改正に併せて改正されました「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」において、保証人の必置義務が撤廃され、保証人を必要とするかどうかは市町村の判断に委ねられることになりました。本町といたしましては適切に債権を回収するという観点から、原則として保証人を立てることができる旨の規定を設けるものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が今回改正しようとする部分でございます。

まず、第14条は見出しを保証人及び利率に改め、保証人を立てた場合は無利子、立てない場合については据え置き期間を無利子、その後の利率を年1パーセントに引き下げるものです。

次に、2ページをお開き下さい。

第15条第1項は償還方法に月賦償還を追加し、第3項は同施行令第8条の保証人の規定が削除されたことに伴い、保証人の字句を削り、適用条項を改めるものです。

なお附則として第1項は施行期日について、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用しようとするものです。

第2項は経過措置について規定するものです。

以上、簡単ではございますが、議案第3号について提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第4号、多度津町消防手数料に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

消防長、阿河君。

消防長（阿河 弘次）

おはようございます。

議案第4号、多度津町消防手数料に関する条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、令和元年10月1日に予定されております消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に規定する手数料の額の標準を引き上げるもので、このことに伴い、本条例の一部を改正して条文を整備しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

アンダーラインを引いている箇所が、今回の改正しようとする部分でございます。

2ページ、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所のところをご覧下さい。

「危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの」の手数料、「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの」の手数料、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの」の手数料、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改正しようとする

るものでございます。

なお、附則と致しまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第5号、多度津町奨学金条例の一部改正について、議案第6号、多度津町立幼稚園保育料徴収条例の廃止についてを提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

教育課長、竹田君。

教育課長（竹田 光芳）

おはようございます。

それでは議案第5号、多度津町奨学金条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

今回の改正は、従来は進学時のみであった第1種奨学金の認定機会を在学中の生徒についても認めるようにするとともに、奨学生を選考するにあたって学習成績を用いた画一的な判断を行うことをやめ、向学心があつて奨学生として相応しい者に広く就学の機会を与えることができるよう、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表を用いて改正内容についてご説明致します。アンダーラインの箇所が今回改正を行おうとしている箇所、右側が改正前、左側が改正後でございます。

第1条（目的）の中の「経済的理由により高等学校及び大学等へ進学が困難な者に対し、多度津町奨学生として学資の貸与等を行うことにより進学の機会を与え」を「経済的理由により高等学校及び大学等に進学又は在学することが困難な者に対し、多度津町奨学生として学資の貸与等を行うことにより就学の機会を与え」に改め、第2条中（奨学生の資格）の中の「町が学資を貸与等する生徒は、町内に居住する者で中学校及び高等学校に在学し、又は在学した者で、成績良好かつ向学心旺盛な学生及び生徒であつて学資の支弁が困難と認められる者とする。ただし、高等学校へ進学する生徒に限り、他の制度による奨学金を受ける者にはこれを認めないものとする。」を「町が学資を貸与等する学生及び生徒は、町内に居住する者で中学校、高等学校及び大学等に進学又は在学する者で、向学心旺盛な学生及び生徒であつて学資の支弁が困難と認められる者とする。ただし、高等学校に進学又は在学する生徒に限り、他の制度による奨学金を受ける者にはこれを認めないものとする。」に改めようとするものです。

さらに、第4条、第5条につきましては、関係する規定等の字句を併せて整備しようとするものであります。

なお、附則と致しまして、「この条例は、公布の日から施行する。」としております。誠に簡単ではございますが、議案第5号の提案説明とさせていただきます。

続きまして議案第6号、多度津町立幼稚園保育料徴収条例の廃止についての提案説明を申し上げます。

今回の提案は、国において令和元年5月10日、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立したことに伴い、幼児教育・保育の無償化が本年10月1日より施行されることから、町立幼稚園の保育料徴収に関することを定めた多度津町立幼稚園保育料徴収条例を廃止しようとするものです。

なお、附則と致しまして第1項で、条例の施行日を令和元年10月1日とし、第2項で現在定めております多度津町立学校条例の第2条、授業料に関する項目を削除し、本条例の一部を改正することとしております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第6号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第7号、令和元年度多度津町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、岡部君。

総務課長（岡部 登）

おはようございます。

議案第7号、令和元年度多度津町一般会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額 95 億 4,790 万円に、歳入歳出それぞれ 1 億 6,890 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 97 億 1,680 万円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加で、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。

5ページをお開き下さい。

「第2表 債務負担行為の補正」に記載してありますように、新庁舎情報システム等整備計画策定業務につきまして、令和2年度において、636万9千円を限度額として債務負担行為を行うものでございます。

第3条は、地方債の補正です。

6ページをお開き下さい。

「第3表 地方債の補正」に記載してありますように、墓地整備事業を200万円に、道

路整備事業を 1 億 3,000 万円に、河川整備事業を 7,390 万円に、港湾整備事業を 1,970 万円に、公営住宅建設事業を 4,990 万円に、消防施設整備事業を 5,400 万円に、農業施設整備事業を 140 万円に、臨時財政対策債を 2 億 9,945 万 8 千円に、それぞれ補正しようとするものでございます。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは総務費、民生費、土木費など、減額補正は消防費となっております。

歳入における増額補正の主なものは、地方交付税、繰入金、繰越金など、減額補正は国庫支出金、諸収入となっております。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」によりご説明申し上げます。

28 ページをお開き下さい。

款 1. 議会費は 62 万 9 千円の増額補正により、1 億 1,468 万 9 千円に改めるもので、

項 1. 議会費、目 1. 議会費の増額でございます。

30 ページをお開き下さい。

款 2. 総務費は 2,754 万 6 千円の増額補正により、16 億 9,660 万 2 千円に改めるものでございます。

項 1. 総務管理費は 3,748 万 3 千円の増額で、内訳としては、目 1. 一般管理費、2,894 万 6 千円の増額、目 6. 企画費、49 万 3 千円の増額、目 8. 出張所費、8 万 3 千円の増額、目 10. 交通安全対策費、80 万円の増額、目 14. 庁舎建設費、716 万 1 千円の増額です。

項 2. 徴税费は 587 万 4 千円の増額で、目 1. 税務総務費の増額でございます。

32 ページをお開き下さい。

項 3. 戸籍住民基本台帳費は 59 万 4 千円の減額で、目 1. 戸籍住民基本台帳費の減額でございます。

項 5. 統計調査費は 764 万 1 千円の減額で、目 1. 統計調査総務費の減額でございます。

項 6. 監査委員費は 757 万 6 千円の減額で、目 1. 監査委員費の減額でございます。

34 ページをお開き下さい。

款 3. 民生費は 6,468 万 2 千円の増額補正により、29 億 5,934 万 4 千円に改めるものでございます。

項 1. 社会福祉費は 6,401 万 7 千円の増額で、内訳としては、目 1. 社会福祉総務費、601 万 5 千円の増額、目 2. 国民年金費、30 万 5 千円の増額、目 3. 老人福祉費、5,769 万 7 千円の増額です。

項 2. 児童福祉費は 66 万 5 千円の増額で、内訳としては、目 1. 児童福祉費 92 万 2 千円の減額、目 2. 児童保育費、158 万 7 千円の増額です。

36 ページをお開き下さい。

款 4. 衛生費は 992 万 1 千円の増額補正により、7 億 3,954 万 8 千円に改めるものでございます。

項 1. 保健衛生費は 1,386 万円の増額で、内訳としては、目 1. 保健衛生総務費、4 万 1 千円の減額、目 2. 予防費、809 万 4 千円の増額、目 4. 火葬場費、366 万 7 千円の増額、目 5. 環境保全費、214 万円の増額です。

項 2. 清掃費は 393 万 9 千円の減額で、内訳としては、目 1. 清掃総務費、540 万 9 千円の減額、目 3. じん芥処理費、147 万円の増額です。

38 ページをお開き下さい。

款 6. 農林水産業費は 2,664 万 5 千円の増額補正により、2 億 8,113 万 5 千円に改めるもので、項 1. 農業費の増額でございます。内訳としては、目 1. 農業委員会費、114 万 9 千円の減額、目 2. 農業総務費、1,177 万 5 千円の増額、目 3. 農業振興費、193 万 9 千円の増額、目 4. 農地費、1,408 万円の増額です。

40 ページをお開き下さい。

款 7. 商工費は 417 万 6 千円の増額補正により、1 億 3,362 万円に改めるもので、項 1. 商工費の増額でございます。内訳としては、目 1. 商工総務費、243 万 6 千円の増額、目 3. 観光費、174 万円の増額です。

42 ページをお開き下さい。

款 8. 土木費は 3,507 万 6 千円の増額補正により、14 億 3,363 万 8 千円に改めるものでございます。

項 1. 土木管理費は 1,927 万 7 千円の増額で、目 1. 土木総務費の増額です。

項 2. 道路橋梁費は 4,857 万 8 千円の減額で、内訳としては、目 1. 道路橋梁総務費、6 千円の増額、目 2. 道路維持修繕費、500 万円の増額、目 3. 道路新設改良舗装費、6,058 万 4 千円の減額、目 4. 交通安全施設整備費、700 万円の増額です。

項 3. 河川費は 1,210 万円の増額で、内訳としては、目 1. 河川総務費、700 万円の増額、目 2. 河川改良費、510 万円の増額です。

項 4. 港湾費は 819 万 7 千円の増額で、内訳としては、目 1. 港湾管理費、100 万円の増額、44 ページをお開き下さい。

目 2. 港湾建設費、719 万 7 千円の増額です。

項 5. 住宅費は 4,051 万円の増額で、目 1. 住宅管理費の増額です。

項 6. 都市計画費は 357 万円の増額で、内訳としては、目 4. 公園事業費、12 万円の増額、目 5. 都市再生整備事業費、345 万円の増額です。

46 ページをお開き下さい。

款 9. 消防費は 1,017 万 3 千円の減額補正により、4 億 836 万 8 千円に改めるもので、項 1. 消防費の減額でございます。内訳としては、目 1. 常備消防費、590 万 5 千円の減額、目 3. 消防施設費、436 万 8 千円の減額、目 4. 防災費、10 万円の増額です。

48 ページをお開き下さい。

款 10. 教育費は 1,039 万 8 千円の増額補正により、9 億 3,220 万 8 千円に改めるものでございます。

項 1. 教育総務費は 482 万 2 千円の増額で、目 2. 事務局費の増額です。

項 2. 小学校費は 16 万 4 千円の増額で、内訳としては、目 1. 学校管理費、2 万 4 千円の増額、目 2. 教育振興費、14 万円の増額です。

項 3. 中学校費は 80 万円の増額で、目 1. 学校管理費の増額です。

項 4. 幼稚園費は 408 万 6 千円の減額で、目 1. 幼稚園費の減額です。

項 5. 社会教育費は 164 万円の増額で、目 1. 社会教育総務費の増額です。

項 6. 保健体育費は 705 万 8 千円の増額で、内訳としては、目 2. 学校給食共同調理場費、226 万 2 千円の増額、目 3. 体育施設費、479 万 6 千円の増額です。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

12 ページをお開き下さい。

款 5. 地方交付税は 6,304 万 6 千円の増額補正により、18 億 1,304 万 6 千円に改めるもので、項 1. 地方交付税、目 1. 地方交付税の増額でございます。

14 ページをお開き下さい。

款 9. 国庫支出金は 1,886 万 7 千円の減額補正により、10 億 7,553 万 4 千円に改めるもので、項 2. 国庫補助金の減額でございます。内訳としましては、目 2. 農林水産業費国庫補助金、1,400 万円の増額、目 4. 土木費国庫補助金、3,511 万 4 千円の減額、目 7. 衛生費国庫補助金、224 万 7 千円の増額です。

16 ページをお開き下さい。

款 10. 県支出金は 789 万 2 千円の増額補正により、6 億 8,056 万 5 千円に改めるものでございます。

項 2. 県補助金は 662 万 2 千円の増額で、内訳としては、目 2. 民生費県補助金、158 万 7 千円の増額、目 4. 農林水産業費県補助金、136 万 5 千円の増額、目 6. 土木費県補助金、43 万円の減額、目 7. 消防費県補助金、410 万円の増額です。

項 3. 県委託金は 127 万円の増額で、目 6. 教育費県委託金の増額です。

18 ページをお開き下さい。

款 13. 繰入金は 2,024 万 3 千円の増額補正により、5 億 9,969 万 8 千円に改めるもので、項 1. 繰入金、目 1. 繰入金の増額でございます。

20 ページをお開き下さい。

款 14. 繰越金は 7,716 万 4 千円の増額補正により、7,716 万 5 千円に改めるもので、項 1. 繰越金、目 1. 繰越金の増額でございます。

22 ページをお開き下さい。

款 15. 諸収入は 418 万 1 千円の減額補正により、2 億 4,340 万 4 千円に改めるもので、項 4. 雑入、目 4. 雑入の減額でございます。

24 ページをお開き下さい。

款 16. 町債は 1,975 万 8 千円の増額補正により、13 億 165 万 8 千円に改めるもので、項 1. 町債の増額でございます。内訳としましては、目 2. 衛生債、200 万円の増額、目

3. 土木債、3,260 万円の増額、目 4. 消防債、450 万円の減額、目 6. 農林水産業債、20 万円の増額、目 9. 臨時財政対策債、1,054 万 2 千円の減額です。

26 ページをお開き下さい。

款 19. 地方特例交付金は 384 万 5 千円の増額補正により、4,784 万 5 千円に改めるもので、項 1. 地方特例交付金、目 1. 地方特例交付金の増額でございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 95 億 4,790 万円に 1 億 6,890 万円を追加し、97 億 1,680 万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第8号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）を議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

おはようございます。

議案第8号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

国1ページをお願いします。

はじめに、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度多度津町特別会計国民健康保険予算」の名称を「令和元年度多度津町特別会計国民健康保険予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものといたします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額26億5,460万円に、歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億5,520万円に改めようとするものでございます。

この度の補正の内、歳出における増額の主なものは、総務費でございます。一方、歳入における増額の主なものは県支出金で、減額の主なものは繰入金でございます。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により「歳出」からご説明申し上げます。

国12ページをお願いします。

款1. 総務費は60万円増額し、4,726万5千円とするもので、項1. 総務管理費は職員の異動に伴う人件費の減額、制度改正に伴う国保システムの改修委託料および特別調整交付金申請のための業者委託料の増額により一般管理費を39万円増額。

項2. 徴税費は中讃広域事務組合負担金、21万円の増額でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

国10ページをお願いします。

款4. 県支出金は164万円増額し、19億1,014万6千円とするもので、項1. 県負担金は国保システムの改修及び特別調整交付金申請のための業者委託に対する県からの交付金の増額により、保険給付費等交付金（特別交付金）を164万円増額するものでございます。

款6. 繰入金は104万円減額し、2億9,152万5千円とするもので、項1. 他会計繰入金は、総務費の減額に伴い職員給与費等繰入金を104万円減額するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額26億5,460万円に60万円を追加し、26億5,520万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、議案第8号の提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11、議案第9号、令和元年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）を議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長、三谷君。

建設課長（三谷 勝則）

おはようございます。

議案第9号、令和元年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

下1ページをご覧ください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額10億7,691万7千円に、歳入歳出それぞれ1,948万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、10億9,640万円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は前年度繰上充用金の減額補正、総務費、下水道費の増額補正でございます。一方、歳入は下水道使用料、諸収入の減額補正、県支出金、繰入金、町債の増額補正でございます。

次に、第2条、地方債の補正につきましては、下4ページをお開き下さい。

第2表、地方債の補正につきましては、限度額を4億9,570万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下12ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1 総務費を17万3千円増額補正し、1億9,963万2千円に改めるもので、これは、項2. 業務管理費の主に公営企業法適用化基本計画策定業務に係る委託料の増額によるものでございます。

款 2. 下水道費を 1,952 万 7 千円増額補正し、2 億 4,379 万 1 千円に改めるもので、これは、項 1. 下水道費の主に堀江雨水第 3 幹線築造及び取付管に係る工事費の増額によるものでございます。

款 4. 前年度繰上充用金を 21 万 7 千円減額補正し、0 円に改めるもので、これは、項 1. 前年度繰上充用金の平成 30 年度決算の不足分を繰上充用処理するために計上していた繰上充用金が不用となったための減額によるものでございます。

続きまして、歳入について、説明を申し上げます。

下 10 ページをお開き下さい。

款 2. 使用料及び手数料を、300 万円減額補正し、2 億 5,580 万 2 千円に改めるもので、これは、項 1. 使用料の減額によるものでございます。

款 4 県支出金を 242 万 4 千円増額補正し、392 万 5 千円に改めるもので、これは、項 1. 県補助金の増額によるものでございます。

款 5. 繰入金金を 407 万 6 千円増額補正し、2 億 7,479 万 4 千円に改めるもので、これは、項 1. 他会計繰入金金の増額によるものでございます。

款 7. 諸収入を 21 万 7 千円減額補正し、7 千円に改めるもので、これは、項 2. 雑入の減額によるものでございます。

款 8. 町債を 1,620 万円増額補正し、4 億 9,570 万円に改めるもので、これは、項 1. 町債の増額によるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 10 億 7,691 万 7 千円に、1,948 万 3 千円を増額し、10 億 9,640 万円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第 9 号、令和元年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 2 号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 12、議案第 10 号、令和元年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）を議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

議案第 10 号、令和元年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）について提案説明を申し上げます。介 1 ページをお願いします。

はじめに、元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、「平成 31 年度多度津町特別会計介護保険事業予算」の名称を「令和元年度 多度津町特別会計 介護保険事業予算」とし、元号による年表示についても、「令和」に読み替えるものとしたし

ます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額23億6,430万円に、歳入歳出それぞれ1億2,470万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,900万円に改めようとするものでございます。

この度の補正の内、歳出における増額の主なものは、基金積立金、前年度事業の精算に係る返還金等で、減額の主なものは総務費でございます。一方、歳入における増額の主なものは、前年度からの繰越金及び一般会計繰入金で、減額の主なものは、基金繰入金でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたします。

介12ページをお願いします。

款1.総務費は209万円の減額により、6,961万5千円に改めようとするもので、項1.総務管理費は279万8千円の減額で、内訳としまして、人件費308万8千円の減額。ニーズ調査のための印刷製本費及び通信運搬費29万円の増額。項2.徴収費21万3千円及び項3.介護認定審査会費49万5千円の増額は、それぞれ中讃広域行政事務組合市町負担金の増額によるものでございます。

款2.保険給付費は、総額での増減はありませんが、項1.介護サービス等諸費は370万円の減額。介14ページ中段をお願いします。項2.介護予防サービス等諸費は150万円の増額。介16ページ下段をお願いします。項5.高額医療合算介護サービス等費は220万円を増額するものでございます。

介18ページをお願いします。款5.地域支援事業費は、14万円の増額により1億4,340万2千円に改めようとするもので、項2.包括的支援事業・任意事業費の増額によるものでございます。款6.項1.基金積立金は4,312万2千円の増額により4,831万3千円に改めようとするものでございます。款8.諸支出金は8,352万8千円の増額により、8,453万4千円に改めようとするもので、項1.償還金及び還付加算金6,328万5千円の増額は、主に前年度事業の精算に係る返還金でございます。項3.操出金2,024万3千円の増額は、前年度事業に係る一般会計への返還金でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。介10ページをお願いします。

款3.国庫支出金は53万3千円の増額により、5億3,373万1千円に改めようとするもので、項2.国庫補助金の増額でございます。款5.県支出金は、2万7千円の増額により、3億4,165万9千円に改めようとするもので、項2.県費補助金の増額によるものでございます。款8.繰入金は254万5千円の減額により、3億6,060万2千円に改めようとするもので、項1.一般会計繰入金は合わせて5,745万5千円の増額。項2.基金繰入金は6,000万円の減額でございます。款9.項1.繰越金は1億2,668万5千円増額し、1億2,668万6千円に改めようとするものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額23億6,430万円に1億2,470万円を追加し、24億8,900万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、議案第10号の提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を10時35分と致します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時35分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続きまして会議を再開致します。

日程第13、議案第11号、平成30年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第12号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について、議案第13号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について、議案第14号、平成30年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について、議案第15号、平成30年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定について、議案第16号、平成30年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についてを提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

会計管理者、神原君。

会計管理者（神原 宏一）

おはようございます。

それでは、議案第11号から議案第16号までの6議案、一般会計及び特別会計5会計の平成30年度歳入歳出決算認定につきまして、一括して、提案説明を申し上げます。平成30年度の各会計の歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定にもとづき、町長より監査委員の審査に付し、去る8月26日に監査委員より、審査意見書の提出をいただきました。その結果につきましては、先ほど、竹森監査委員からご報告をいただいたところでございます。つきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

各会計の決算の概要につきましては、平成30年度「主要施策の成果に関する報告書」により、説明を申し上げます。

1ページから12ページにつきましては、一般会計及び特別会計の予算編成から予算の補正を経て、決算に至る経緯を記載しています。説明につきましては、割愛させていただき、17ページから説明を申し上げます。

まず、平成30年度一般会計の決算でございます。下段の「2. 一般会計決算総括表」をご

覧下さい。

繰越明許費を含めました最終予算額は、91億2,177万8千円でございますが、これに対しまして、歳入総額は88億5,545万2千円、前年度に比べ、9.8%、9億5,784万1千円の減少でございます。歳出総額は84億6,370万8千円、前年度に比べ、10%、9億4,043万7千円の減少でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引きました形式収支額は、3億9,174万4千円、形式収支額から翌年度へ繰越すべき財源7,936万1千円を差し引きました実質収支額は、3億1,238万3千円の黒字でございます。また、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は、8,790万6千円の赤字、さらに、単年度収支額に財政調整基金への積立金10万1千円を加え、財政調整基金の取り崩し額2億円を減じました実質単年度収支額は、2億8,780万5千円の赤字でございます。

次に、歳入でございます。19 ページ、「4. 一般会計科目別歳入決算状況」をご覧ください。

歳入総額 88 億 5,545 万 2 千円の科目別内訳でございます。このうち、前年度に比べ、歳入が増加した科目でございますが、繰入金は 2 億 2,405 万 2 千円で、前年度から 16.5%、3,181 万円の増加でございます。地方消費税交付金は 4 億 3,241 万 7 千円で、前年度から 2.6%、1,087 万 3 千円の増加でございます。その他、寄附金 8.1%、933 万 2 千円の増加、県支出金 1%、599 万 5 千円の増加などがございます。

一方、歳入が減少した科目でございます。町債は 7 億 7,886 万 1 千円で、平成 29 年度に緊急避難路建設事業や白方小学校改築事業が完了し、平成 30 年度の投資的経費が大幅に減少したことに伴い、前年度から 52.5%、8 億 6,017 万 2 千円の減少でございます。財産収入 1 億 9,477 万 4 千円は、町有地の売却収入の減少によりまして、前年度から 24.7%、6,393 万 7 千円の減少、地方交付税 17 億 4,320 万 6 千円は 2%、3,618 万 1 千円の減少、町税 30 億 3,826 万円は、町民税などの減少により 1%、3,139 万 9 千円の減少でございます。

また、歳入に占める構成比が高い科目は、町税 34.3%、地方交付税 19.7%、国庫支出金 10%、町債 8.8%などがございます。

次に、町独自で収入することができる「自主財源」と国・県の意思に依存する「依存財源」の割合でございます。自主財源が 48%、42 億 4,789 万 4 千円、依存財源が 52%、46 億 755 万 8 千円で、町債の減少などによりまして、自主財源割合が前年度から 4 ポイント上昇しています。

次に、歳出でございます。21 ページ、「5. 一般会計目的別歳出決算状況」をご覧ください。歳出総額 84 億 6,370 万 8 千円の目的別内訳でございます。このうち、歳出に占める構成比が最も高い科目は民生費で 34.5%、29 億 1,805 万 4 千円、前年度から 0.6%の増加でございます。次に、総務費が 14.5%、12 億 2,899 万 5 千円、前年度から 5.1%の増加、次に、土木費が 11.6%、9 億 7,940 万 9 千円、前年度から 44.3%の減少、

以下、公債費 11.1%、教育費 10.4%の順でございます。

次に、22 ページ、「6. 一般会計性質別歳出決算状況」をご覧ください。歳出をその性質別に「義務的経費」、「その他の経費」、「投資的経費」に区分して比較しますと、まず、「義務的経費」は 40 億 1,170 万 3 千円、構成比は 47.4%でございます。扶助費が減少したものの、人件費・公債費が増加したことによりまして、前年度に比べ、2.3%、9,121 万 3 千円の増加でございます。

「その他の経費」は 35 億 4,825 万 9 千円、構成比は 41.9%でございます。補助費等の増加、繰出金などの減少がありますが、全体としては、前年度に比べ、0.1%、260 万 4 千円の増加でございます。

「投資的経費」は 9 億 374 万 6 千円、構成比は 10.7%でございます。緊急避難路建設事業や白方小学校改築事業が平成 29 年度で完了したことなどにより、前年度に比べ、53.4%、10 億 3,425 万 4 千円の減少でございます。以上が、一般会計の決算概要でございます。

次に、特別会計でございます。「主要施策の成果に関する報告書」17 ページ、「1. 平成 30 年度会計別決算の状況」の特別会計の欄をご覧ください。

「特別会計国民健康保険」は、歳入総額 28 億 9,081 万円、前年度に比べ、13%、4 億 3,019 万 7 千円の減少、歳出総額 27 億 428 万 4 千円、前年度に比べ、10.6%、3 億 2,223 万 4 千円の減少で、実質収支額は 1 億 8,652 万 6 千円の黒字でございます。国民健康保険制度が平成 30 年度から広域化し、県が保険者となる財政運営の仕組みに変更されたことによりまして、歳入総額、歳出総額はともに大幅に減少しています。

「特別会計国民健康保険直営診療所」は、歳入総額 3,586 万 3 千円、前年度に比べ、9.5%、311 万円の増加、歳出総額 2,893 万 9 千円、前年度に比べ、4.6%、128 万円の増加で、実質収支額は 692 万 4 千円の黒字でございます。

「特別会計公共下水道」は、歳入総額 10 億 26 万円、前年度に比べ、8.3%、9,043 万 7 千円の減少、歳出総額 9 億 9,009 万 4 千円、前年度に比べ、5.7%、6,020 万円の減少で、翌年度に繰り越すべき財源 1,010 万円を差し引きました実質収支額は、6 万 6 千円の黒字でございます。

「特別会計介護保険事業」は、歳入総額 24 億 4,465 万 9 千円、前年度に比べ、3.3%、7,819 万 6 千円の増加、歳出総額 23 億 1,797 万 2 千円、前年度に比べ、1.9%、4,272 万 2 千円の増加で、実質収支額は 1 億 2,668 万 7 千円の黒字でございます。

「特別会計後期高齢者医療」は、歳入総額 3 億 3,961 万 6 千円、前年度に比べ、1.6%、539 万 6 千円の増加、歳出総額 3 億 3,752 万 7 千円、前年度に比べ、1.5%、503 万 4 千円の増加で、実質収支額は 208 万 9 千円の黒字でございます。

特別会計全体の実質収支額では、3 億 2,229 万 2 千円の黒字でございます。以上が、特別会計の決算概要でございます。

次に、「町債の状況」でございます。「主要施策の成果に関する報告書」27 ページを

ご覧下さい。一般会計の平成 30 年度末公債費現在高は、124 億 9,516 万 2 千円で、前年度に比べ、0.8%、1 億 54 万 9 千円の減少でございます。

特別会計公共下水道の平成 30 年度末公債費現在高は、71 億 4,544 万 2 千円で、前年度に比べ、4.1%、3 億 567 万 7 千円の減少でございます。

29 ページをお願いします。「10. 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況」は、平成 27 年度決算から新たに設けた項目でございます。消費税率の引き上げに伴いまして、地方消費税率も 1%から 1.7%に引き上げられていますが、その引き上げ分の使途につきましては、社会保障施策に要する経費に限定されています。本項目はその状況を示すもので、本町に交付されました地方消費税交付金 4 億 3,241 万 7 千円のうち、社会保障財源化分は、1 億 8,675 万 1 千円でございます。

表の合計欄でございますが、社会保障施策に要する経費 31 億 2,509 万 3 千円から、特定財源を差し引きました一般財源 17 億 5,200 万 3 千円の一部に社会保障財源化分 1 億 8,675 万 1 千円全額を充当したことを表わすものでございます。

次に、平成 30 年度歳入歳出決算書の「財産に関する調書」につきまして、説明を申し上げます。歳入歳出決算書の 400 ページをお願いします。

まず、公有財産の「土地及び建物」でございます。「土地」につきましては、最下段の合計欄でございますが、前年度末現在高 92 万 964.83 平方メートルから決算年度中に 1 万 1,167.70 平方メートル増加し、決算年度末現在高は 93 万 2,132.53 平方メートルでございます。

決算年度中の増減でございますが、まず、行政財産のうち、公用財産の「その他」は地籍調査により表示登記しました池沼 6 万 5,493 平方メートルの増加、公共用財産の「小学校」は、豊原校区放課後児童クラブへの移管による 415.02 平方メートルの減少、「公営住宅」は、本通 3 丁目住宅の一部を除却し、その用地を普通財産へ移管したことによる 1,688 平方メートルの減少、「その他」は用地の売却や所管替えによる 2,634.98 平方メートルの減少でございます。普通財産のうち、「宅地」は本通 3 丁目住宅からの移管と地籍調査の反映による 1,734.88 平方メートルの増加、「田畑」は固定資産データとの突合による 0.09 平方メートルの増加、「その他」は多度津山開発用地、旧岡庄洋紙店用地の売却、地籍調査の結果反映による 5 万 1,322.27 平方メートルの減少でございます。

次に、「建物」でございます。最下段の合計欄でございますが、木造・非木造の延面積の合計は、前年度末現在高 9 万 5,052.85 平方メートルから決算年度中に 2,771.51 平方メートル減少し、決算年度末現在高は 9 万 2,281.34 平方メートルでございます。

平成 30 年度中の増減のうち、公共用財産の「幼稚園」は、施設台帳の修正等による非木造 14.80 平方メートルの減少、「公営住宅」は、家中住宅及び栄町住宅の除却による木造 133.10 平方メートルの減少、本通 3 丁目住宅及び堀江東住宅の一部除却による非木造 834.95 平方メートルの減少、併せて、968.05 平方メートルの減少、「その他」は

四箇校区四つ葉クラブの新設による木造 84.46 平方メートルの増加、豊原校区四つ葉クラブの新設などによる非木造 197.50 平方メートルの増加、併せて、281.96 平方メートルの増加でございます。普通財産の「その他」は、旧岡庄洋紙店用地売却に伴う倉庫部分、非木造 2,070.62 平方メートルの減少でございます。

次に、402 ページでございます。上段が「動産」、下段が「有価証券」でございますが、いずれも決算年度中の増減はございません。403 ページ、「出資による権利」につきましても、決算年度中の増減はございません。

404 ページから 406 ページは、取得価格が 100 万円以上の「備品」でございます。決算年度中の増減でございますが、404 ページ上段の「どん帳」ひとりの減、405 ページ上段の「投票用紙計数器」1 台の減、「消防ポンプ」1 台の増、下段の「軽自動車」1 台の増、「普通貨物」1 台の減、406 ページ上段の「フォークリフト」1 台の増、「塵芥車」1 台の減、中段の「防災活動車」1 台の増で、総点数に増減はございません。

407 ページ、上段の 50 万円以上の「教材備品」、下段の「美術品」につきましては、いずれも決算年度中の増減はございません。

次に、408 ページ、「基金」でございます。最下段でございますが、合計では、前年度末現在額 26 億 9,955 万 7,794 円から、3 億 8,265 万 1,260 円の積立て、2 億 1,056 万 2,288 円の取り崩しにより、決算年度中に 1 億 7,208 万 8,972 円増加し、決算年度末現在額は 28 億 7,164 万 6,766 円でございます。

決算年度中の主な増減でございますが、まず、「財政調整基金」は前年度の決算剰余金の一部 2 億 5,000 万円と運用利息分 10 万 1,376 円の積み立て、平成 30 年度事業の財源として 2 億円の取り崩しでございます。「奨学基金」は運用利息分 5,541 円の積み立て、奨学金の貸付などに充てるため、378 万円の取り崩し、「国保財政調整基金」は運用利息分 1 万 4,808 円と前年度繰越金の一部 9,998 万 5,192 円、合わせて 1 億円の積み立て、「農業振興基金」は運用利息分 1,985 円の積み立て、平成 30 年度事業の財源として 263 万 9,453 円の取り崩し、「介護保険財政調整基金」は運用利息分 7,511 円と前年度繰越金の一部 1,252 万 4,237 円、合わせて 1,253 万 1,748 円の積み立て、「庁舎建設基金」は運用利息分 5,989 円と予算の補正による積み立て 2,000 万円、合わせて 2,000 万 5,989 円の積み立て、「健やか子ども基金」は運用利息分 728 円の積み立て、平成 30 年度事業の財源として 414 万 2,835 円の取り崩しでございます。地域福祉基金を除くその他の基金は、運用利息分の積み立てでございます。

409 ページをお願いします。「国民健康保険高額療養費貸付基金」は、決算年度中の 1 万円の返還によりまして、決算年度末現在額は 500 万円でございます。

410 ページ、「債権」でございます。「公共下水道事業受益者負担金」は、決算年度中に 67 万 1 千円減少し、決算年度末現在額は 25 万 3 千円でございます。

以上、議案第 11 号から議案第 16 号までの 6 議案、一般会計及び特別会計 5 会計の平成 30 年度歳入歳出決算認定につきまして、一括して、提案説明を申し上げます。よろ

しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第14、議案第17号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、岡部君。

総務課長（岡部 登）

議案第17号、工事請負契約の締結についての提案説明をさせていただきます。

工事名につきましては、「令和元年度 堀江第3雨水幹線函渠築造工事」でございます。施工場所は多度津町幸町で、契約の方法につきましては、4社による制限付一般競争入札でございます。

契約金額は1億1,550万円で、その内消費税額等は1,050万円でございます。参考までに、請負比率は、98.62%でございました。

施工業者は多度津町大字道福寺451番地、枝園建設株式会社 代表取締役 枝園裕子でございます。

また、参考資料といたしまして、2ページに契約書及び附帯条件を、また3ページに保証証書を、4ページに入札金額内訳書を、5ページに位置図を添付しております。

工事の概要といたしましては、2,500mm×1,200mmのボックスカルバートを延長にして75m施工するもので、当該地域に流入してくる雨水を速やかに流下できるようにし、周辺地域並びに排水区域の浸水被害軽減を目的とするものでございます。

なお、工期につきましては、令和2年3月25日までとしております。

以上の内容のものを、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本工事請負契約を締結することについて、議会の議決をもとめるものでございます。

以上、議案第17号、工事請負契約の締結について、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第15、議案第18号、監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第18号、多度津町監査委員の選任について、につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

現在、多度津町監査委員としてご活躍いただいております 竹森 久喜氏 の任期が令和元年9月12日をもって満了いたします。

つきましては多度津町監査委員で識見を有する者より選任する委員に後任といたしまして岸上 善宣 氏を任命いたしたいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。岸上 氏は多度津町栄町 3 丁目 2 番 18 号にお住まいであり、昭和 34 年 5 月 1 日生まれの 60 歳でございます。平成 3 年より税理士として独立公正な立場に立ち、永らく税務に携わってこられました。人格は高潔であり、経歴と人柄から多度津町監査委員として最適任と考えております。なお、任期は令和元年 9 月 13 日から令和 5 年 9 月 12 日までの 4 年間でございます。

よろしくご同意のほどお願いを申し上げて、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日、先議致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 18 号についてを採決致します。

本案は、原案に同意したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定致しました。

ここで、お諮り致します。

ただ今までに提案理由の説明がなされました議案で、議案第 1 号及び議案第 4 号から議案第 17 号までを総務教育常任委員会に、議案第 2 号及び議案第 3 号を建設産業民生常

任委員会に、多度津町議会 会議規則第 39 条第 1 項の規定により付託の上、審査することに致したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

異議なしと認めます。

よって、17 議案を会期中の総務教育常任委員会及び建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定致しました。

以上をもちまして、本日の日程は、全て終了を致しました。

これにて、散会を致します。

ありがとうございました。

散会 午前11時11分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和元年9月10日
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記